

鳥取県告示第623号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具（銃器）使用禁止区域を指定したので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

平成21年10月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	区 域	存続期間
百谷特定猟具（銃器）使用禁止区域	鳥取市百谷地内の旧県道鳥取福部線と市道百谷線との交点を起点とし、同所から同市道を西方に進み、百谷ダム管理道に至り、同管理道を西方に進み、鳥取市百谷字矢谷から国有林鳥取事業区旧城山国有林に通ずる山道（通称矢谷山道）に至り、同山道を西方に進み、国有林鳥取事業区旧城山国有林の石標248号に至り、同石標から同国有林と民有林との境界を北東、南西及び北西に進み、同国有林の石標325号に至り、同石標から鳥取市覚寺寺と同市百谷の境界を北東に進み、平成16年11月1日市町村合併前の鳥取市と平成16年11月1日市町村合併前の福部村との境界に至り、同境界を南東、北東及び南東に進み、旧県道鳥取福部線に至り、同県道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
河岡特定猟具（銃器）使用禁止区域	米子市河岡地内の市道尾高河岡線と市道盤川右岸堤線との交点を起点とし、同所から同市道を南東に進み、県道淀江岸本線に至り、同県道を南西に進み、市道五ツ分日下線に至り、同市道を北西に進み、県道米子丸山線に至り、同県道を北西に進み、市道盤川左岸堤線に至り、同市道を北西に進み、市道尾高福万線に至り、同市道を北西に進み、市道河岡4号線に至り、同市道を北西に進み、農道（通称片山道）に至り、同農道を北西及び南方に進み、野本川右岸の標識に至り、同標識と野本川左岸の標識とを結ぶ線を進み、市道野本川左岸堤線に至り、同市道を北西に進み、市道尾高河岡線に至り、同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	〃
大谷特定猟具（銃器）使用禁止区域	倉吉市大谷地内の前田堤の湖面	〃
今在家特定猟具（銃器）使用禁止区域	倉吉市今在家地内の茶屋堤、板橋堤及び奥堤の湖面	〃
河崎越路堤特定猟具（銃器）使用禁止区域	岩美郡岩美町河崎地内の河崎越路堤の湖面	〃
下峰寺特定猟具（銃器）使用禁止区域	八頭郡八頭町下峰寺地内の長谷堤及び小坂前堤の湖面	〃
樽見溜池特定猟具（銃器）使用禁止区域	東伯郡北栄町曲地内の樽見溜池の湖面	〃
緑水湖特定猟具	西伯郡南部町下中谷地内の国道180号と県営賀祥ダム堤体との交点を起点	〃

<p>具（銃器）使用禁止区域</p>	<p>とし、同所から同提体を東に進み、町道緑水湖線に至り、同町道を南方及び北東に進み、林道ヒカラン線に至り、同林道を南東、東方、南東及び北東に進み、林道上中谷線に至り、同林道を南東、北東及び南西に進み、遊歩道健康の径に至り、同遊歩道を西方に進み、西伯郡南部町下中谷字小谷666と字途中谷下山692の境界の東端点に至り、同所から上長田大橋東端に至る尾根筋を西方に進み、町道緑水湖線に至り、同町道を南東、西方、北西及び南方に進み、国道180号に至り、同国道を北西に進み、町道畜産団地線に至り、同町道を南西に進み、町道賀祥ダム線に至り、同町道を南西に進み、町道アゴ牛線に至り、同町道を北東に進み、国道180号に至り、同国道を北方に進み、町道入蔵線に至り、同町道を西方に進み、林道アンジキ線に至り、同林道を東方及び北東に進み、林道ゴマンダヤマ線に至り、同林道を東方に進み、国道180号に至り、同国道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	
--------------------	---	--